上峰町 全体財務書類における注記

- 1.重要な会計方針
 - (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・ 再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原則として取得原価 ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
- (2)有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的有価証券 なし
 - ②満期保有目的以外の有価証券 なし
 - ③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

- (3)有形固定資産等の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8年~50年

工作物 10 年 ~ 60 年

物品 3年~20年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法

ソフトウェア5 年電話加入権非償却

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい ます。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として 支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち上峰町へ按分さ れる額を加算した額を控除した額を計上しています。

4損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の 見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が 300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(6)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払い を含んでいます。

- (7)消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
- 2.重要な会計方針の変更等 (令和5年度における変更点)
 - (1)会計方針の変更なし
 - (2)表示方法の変更なし
 - (3)資金収支計算書における資金の範囲の変更なし
- 3.重要な後発事象
 - (1)主要な業務の改廃なし
 - (2)組織・機構の大幅な変更なし
 - (3)地方財政制度の大幅な改正なし
 - (4)重大な災害等の発生なし
- 4.偶発債務
 - (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況なし
 - (2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものなし

5.追加情報

(1)連結対象会計

会計名	区分
国民健康保険特別会計	地方公営事業
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業
農業集落排水特別会計	地方公営企業(法非適用)

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア・範囲

売却予定とされている公共資産

イ.内訳

なし